

平成20年2月5日

高知行政評価事務所

路面電車における運行の安全確保及び利用者の 利便向上に関する行政評価・監視

〈評価・監視結果に基づく改善通知〉

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合规性、適正性、能率性（効率性）の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

この行政評価・監視は、路面電車における運行の安全確保及び利用者の利便向上を図る観点から、**高知行政評価事務所（所長：藤本貞夫）**が平成19年4月から20年1月にかけて実地に調査した結果に基づき、**四国行政評価支局が関係機関の長に対し、平成20年2月5日、改善意見を通知**したものです。

概 略

調査の背景

○ 高知県における路面電車は、中心市街地である高知市とその周辺の1市1町とを結び、観光客や地域住民の通勤・通学等の交通手段として重要な役割を果たしており、他の公共交通機関と同様、運行の安全確保が求められている。

【参考】

- ・高知県内の路面電車営業キロ 25.3km
 - ・ 〃 〃 輸送人員 約602万人（平成18年度）
- ※四国運輸局の資料による。

□ 負傷者が出るような軌道運転事故は、**毎年発生**

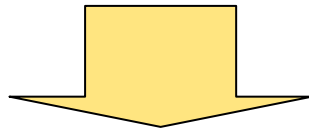
※平成18年度2件、負傷者5名
(軌道経営者安全報告書2007年度版による。)

□ 軌道敷内の横断歩道等に凸凹が生じてつまずきやすい箇所があるなど、**安全確保対策が不十分**

◇ 軌道経営者及び関係行政機関による運行の安全確保対策及び利用者の利便向上対策の実施状況を調査

【調査対象】

四国運輸局、土佐国道事務所、軌道経営者等



主な調査結果

- ① 運行車両72両中1両を除いて、速度計が設置されていない。
- ② 軌道敷内に設置された横断歩道等(全部で139か所)において、歩行者等がつまづくおそれがあると考えられる程度の凸凹がみられる(35か所)。
- ③ 運転時刻表や運賃表の掲示に不備や、乗換・乗継手続に関する案内表示がないものが72停留場95ホームある。
※調査対象の停留場、ホームは、全部で76停留場、156ホーム

主な通知事項

四国運輸局は、軌道経営者に対し、

- ① 車両へ速度計を設置するよう指導すること。
- ② 軌道敷内の横断歩道等部分について、適切に維持管理を行うよう指導すること。
- ③ 運転時刻表や運賃表について、適切に掲示するよう指導すること。また、乗換・乗継手続について、分かりやすい表示に努めるよう指導すること。

1 運行の安全確保対策の推進

制度・仕組み

◎ 路面電車は、運転状況に応じて運転制限速度が細かく定められている。

- ・ 毎時40キロメートル以下で、かつ、道路標識等により指定されている最高速度以内で運転（道路交通法、軌道運転規則）
- ・ 先行車両との距離が100メートル以下の際には、毎時15キロメートル以下で運転（軌道運転規則）
- ・ 曲線やこう配の程度に応じ、軌道経営者が細かく定め、運輸局長へ届け出た速度で運転（軌道運転規則）

◎ 路面電車の運行の安全確保のためには、運転制限速度を遵守し、速度超過に起因する事故の発生を未然に防止する必要がある。

調査結果

① **速度計が、**運行車両72両のうち、**1両を除いて設置されていない。**

このため、**運転士は運転速度を瞬時に**かつ客観的に**確認できず、**また、**軌道経営者は、**運転制限速度の遵守状況の**客観的な把握が困難な状況**

② **運転士が、**運転速度を速度計により瞬時に**かつ客観的に把握することは、安全運行に不可欠**

③ **速度計の設置は、**運転制限速度の遵守状況にかかる**保安監査の実施に当たって有効**

※ 路面電車については、速度計の設置を義務付ける法令上の規定はない。

通知事項

四国運輸局は、運転士等による運転制限速度の遵守、四国運輸局等による運転制限速度の遵守状況に関する保安監査等の適切な実施に資するため、軌道経営者に対し、路面電車の車両に速度計を設置するよう指導すること。

また、路面電車の車両へ速度計の設置が促進される方策について、国土交通省本省と協議し、その実現を図ること。

2 軌道敷内に設置された横断歩道等における安全確保対策

制度・仕組み

軌道経営者は、軌道敷内について、次の措置を講じることとされている。

- ◎ 軌条間の全部及びその左右各0.61メートルの道路を**維持修繕すること**。(軌道法第12条)
- ◎ 軌道経営者が維持修繕することとされている道路は、**軌条面と道路面の高低がないこと**。(軌道建設規程第11条)
- ◎ 軌道は、1年に少なくとも1回検査すること。(軌道運転規則第12条)

調査結果

- 軌道敷内に設置された横断歩道又は軌道が歩道と交差する部分139か所すべてを現地調査した結果、歩行者等が**つまずくおそれがあると考えられる程度の凸凹のあるものが35か所**(参考資料の事例1参照)

通知事項

四国運輸局は、軌道経営者に対し、軌道法第12条に基づき、必要に応じて道路管理者と連携し、軌道敷内に設置された横断歩道等部分について総点検を行い、必要な箇所を速やかに修理するとともに、適切な維持管理を行うよう指導すること。

3 運行情報の案内表示の適正化

制度・仕組み

- ◎ 軌道経営者には、軌道運輸規程（大正12年鉄道省令第4号）に基づき、路面電車の停留場等見易き場所に、**運転時刻表、運行系統、運賃表**を掲示することが義務付けられている。
- ◎ **国土交通省は**、「鉄軌道業の情報提供ガイドライン」を定め、地方運輸局長に対し、軌道経営者における**乗り継ぎ利便性、問い合わせ先等の安全・サービスに関する情報提供の推進を指導**するよう要請

調査結果（参考資料の事例2参照）

- 高知県内の路面電車の全停留場（76停留場156ホム）について調査
 - ① **運転時刻表がないもの** 【1停留場（1ホム）】
運行系統図がないもの 【1停留場（1ホム）】
 - ② 改定前と改定後の運賃表を併せて掲示しているため、**まぎらわしいもの** 【2停留場（2ホム）】
 - ③ はりまや橋停留場における**乗換手続の表示がないもの** 【1停留場（1ホム）】
鏡川橋停留場等における**乗継手続の表示がないもの** 【12停留場（12ホム）】
 - ④ 運転時刻表及び運行系統図を**車道向きに掲示している**ため、一旦、車道にはみ出して確認する必要が生じており、危険なもの 【1停留場（1ホム）】

通知事項

四国運輸局は、軌道経営者に対し、次の措置を講じるよう指導すること。

- ① 停留場における運転時刻表、運行系統図及び運賃表について、適切に掲示すること。
- ② 古い運転時刻表を併せて掲示する等のまぎらわしい掲示については改善すること。
- ③ 乗換・乗継手続及び乗り場案内表示については、分かりやすい表示に努めること。
- ④ 案内表示の掲示場所については、利用者の安全が確保された場所とするよう努めること。

4 インターネットによる情報提供の適切化

制度・仕組み

- ◎ **軌道経営者は**、「鉄軌道業の情報提供ガイドライン」において、サービスに関する基本的な情報（注1）、駅施設に関する情報（注2）、車両施設に関する情報（注3）に関し、**インターネット等による情報発信を求められている。**

（注1）ダイヤ、遅延等の情報

（注2）バリアフリー化施設の整備状況等

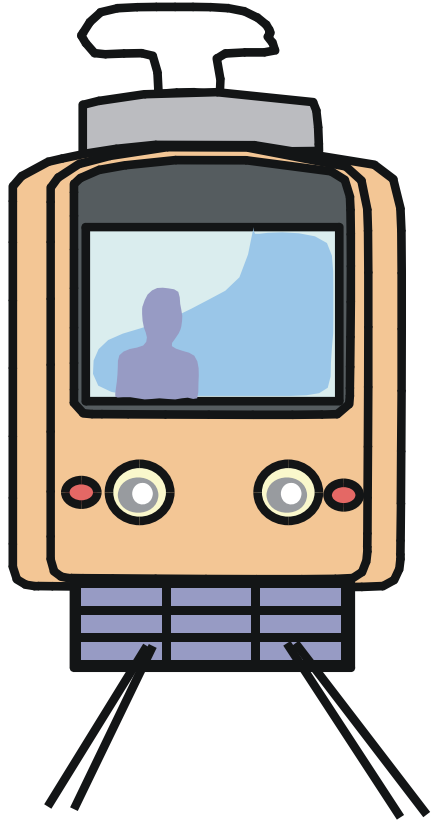
（注3）バリアフリー化設備の整備状況等

調査結果

- 軌道経営者ホームページにおける情報提供に不備があるもの
- ・ **運転時刻表の一部が未掲載**
 - ・ 高知駅直行便の運転時刻表とその他の運転時刻表とが別個のカテゴリー（各電停の時刻表検索と運賃表・主要電停時刻表）に掲載され**一覽性に乏しく、分かりにくい。**
 - ・ 停留場における**バリアフリー対策の実施状況が未掲載**

通知事項

四国運輸局は、軌道経営者に対し、軌道経営者ホームページの内容の総点検を行い、同一のカテゴリーに掲載するなど一覽性のある運転時刻表を掲載するとともに、停留場におけるバリアフリー対策の実施状況を掲載するよう指導すること。



【本件照会先】

総務省 高知行政評価事務所

評価監視官 : 井原 俊秀
い はら と し ひ で
た か は し や す し
評価監視調査官 : 高橋 寧

TEL 088-824-4100

FAX 088-824-4194